

## 千葉県保健福祉センター社会福祉現場実習生受入要領

### (目的)

第1条 この要領は、千葉県（以下「市」という。）の保健福祉センターにおいて行う社会福祉士及び介護福祉士等の養成に係る社会福祉現場実習生の受け入れについて必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要領で「実習生」とは、学校教育法（昭和22年法律第26号）に定める大学、短期大学及び専修学校（以下「大学等」という。）の長から実習を要請された学生をいう。

### (申請)

第3条 実習の受け入れを要請しようとする大学等は、実習を実施する前年度の11月末までに、実習受入申請書（様式第1号）を市長に提出しなければならない。

### (承認)

第4条 市長は前条の申請があったときは、業務に支障がないと認められる場合に限り、実習生の受け入れを承認することができる。

2 市長は、受け入れを承認したときは、受入承認書（様式第2号）により大学等に受け入れの承認を通知し、大学等と千葉県保健福祉センター社会福祉現場実習生受入に関する協定を締結するものとする。

### (受入)

第5条 実習生の受入機関は、各区の保健福祉センターとする。

2 実習生の受入日数は、原則として24日以内とする。

3 実習生の受け入れは、原則として7月から11月までの間とする。

### (実習の依頼)

第6条 実習生の受け入れの承認があった大学等は、社会福祉現場実習依頼書（様式第3号）に次の書類を添えて、実習を行う年度の5月末日までに市長に提出する。

(1) 実習生履歴書

(2) 誓約書（様式第4号）

### (受入保健福祉センターの決定)

第7条 市長は、前条の依頼があったときは、受入保健福祉センターを決定し、その旨を受入機関等決定通知書（様式第5号）により大学等に通知する。

### (実習内容)

第8条 実習内容等については、受入保健福祉センターと大学等が協議し定める。

(実習に伴う費用)

第9条 実習に要する材料費、移動のための交通費等の経費は実習生の負担とする。

(損害賠償)

第10条 実習生は、実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入しなければならない。

2 実習生が、故意又は過失により市に損害を与えたときは、大学等及び実習生は、市に対しその損害を賠償しなければならない。

3 実習生が第三者に与えた損害等に関しては、市は一切の責任を負わない。

4 実習生が第三者に与えた損害等により、市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、大学等及び実習生は当該賠償により市が被った損害の補填をしなければならない。

(実習生の負傷)

第11条 実習中及び実習先との往復途上における実習生の負傷、疾病及び事故に関しては、大学等及び実習生自らの責任において適切な措置を講じるものとする。

(実習生の服務)

第12条 実習生は、実習期間中、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 実習生は、市の職員の指示に従い、実習に専念すること。

(2) 実習生は、市の職員が遵守すべき法令、条例等を遵守すること。

2 実習生は、市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為をしてはならない。

(秘密の保持)

第13条 実習生は、実習上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。また、実習終了後も同様とする。

2 実習生は、個人情報の取り扱いについて、次の各号を遵守しなければならない。

(1) 実習生は、この実習に関して知り得た個人情報を実習を行うため以外に使用し、又は第三者に引き渡してはならない。また、個人情報を使用する場所についても市の指示によることとする。

(2) 実習生は、市の指示又は承諾があるときを除き、この実習を行うために市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。

3 実習生は、実習の成果として論文等を外部に発表しようとする場合は、事前に市長の承認を得なければならない。

(実習の停止等)

第14条 実習生が前2条の規定に違反し、又は実習生としてふさわしくない行為があったときは、当該実習生の実習を停止させ、又は、第4条第1項の受け入れの承認を取り消すことができる。

(その他)

第15条 この要領に定めるもののほか、実習生の受け入れに必要な事項は、別に定める。

附 則

この要領は、平成16年 3月25日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年 4月 1日から施行する。

附 則

この要領は、平成25年12月26日から施行する。

附 則

この要領は、令和 元年11月 1日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4年 9月 1日から施行する。

年 月 日

実 習 受 入 申 請 書

千 葉 市 長 様

法人所在地

法人名

法人代表者名

印

年度 千葉市保健福祉センター社会福祉現場実習において、下記のとおり、実習生の受け入れをお願いいたします。

受入希望人数 \_\_\_\_\_ 人

実施希望時期 \_\_\_\_\_

千 第 号  
年 月 日

受 入 承 認 書

様

千葉市長

年 月 日付けをもって申請のあった実習生の受け入れについては、次のとおり承認します。

受入実習生数 名以内

受入可能時期 年7月～11月

受入可能日数 24日以内

※ 年5月末日までに、社会福祉現場実習依頼書（様式第3号）に、次の書類を添えて提出してください。

- (1) 実習生履歴書（書式は自由）
- (2) 誓約書（様式第4号）

なお、受け入れ対象は千葉市内在住・在学又は千葉市出身者とさせていただきますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

社会福祉現場実習依頼書

千葉県長様

法人所在地

法人名

法人代表者名

印

年度 千葉県保健福祉センター社会福祉現場実習に、次の者の参加を依頼します。

| ふりがな<br>氏名 | 学部・学科・学年 | 受入希望期間           | 備考 |
|------------|----------|------------------|----|
|            |          | 年 月 日 ~<br>年 月 日 |    |
|            |          | 年 月 日 ~<br>年 月 日 |    |
|            |          | 年 月 日 ~<br>年 月 日 |    |
|            |          | 年 月 日 ~<br>年 月 日 |    |
|            |          | 年 月 日 ~<br>年 月 日 |    |

○ 実習中の保険金額

実習生本人 円

対人・対物 円

○ その他連絡事項

.....  
.....

○ 本件の連絡先

住所 .....

担当部署・担当者 .....

電話・FAX .....

電子メールアドレス .....@.....

年 月 日

千 葉 市 長 様

住所

氏名

印

## 誓 約 書

私は、保健福祉センターにおいて実習を受けるにあたり次の事項を遵守することを誓います。

- 1 千葉市職員の指示に従い、実習期間中は実習に専念します。
- 2 実習期間中は、千葉市の職員が遵守すべき法令、条例等を遵守します。
- 3 千葉市の職務の信用を傷つけ、又は不名誉となる行為を行いません。
- 4 実習上知り得た秘密を漏らすことはいたしません。また、個人情報の取扱いについては、次の事項を遵守します。なお、実習終了後も同様といたします。
  - (1) この実習に関して知り得た個人情報を実習以外に使用し、又は第三者に引き渡すことはいたしません。また、個人情報を使用する場所についても千葉市の指示によることとします。
  - (2) 千葉市の指示又は承諾があるときを除き、この実習を行うために千葉市から貸与された個人情報が記録された資料等を複写し、又は複製することはいたしません。
- 5 実習の成果として論文等を外部に発表しようとする場合は、事前に千葉市長の承認を得ることとします。
- 6
  - (1) 実習期間中の事故等に備えて、傷害保険及び賠償責任保険に加入します。
  - (2) 実習中及び実習先との往復途上における事故に関しては、自らの責任において対応します。
  - (3) 故意又は過失により千葉市に損害を与えたときは、その損害を賠償します。
  - (4) 第三者に与えた損害についても、責任の一切を負うこととします。
  - (5) 第三者に与えた損害等により、千葉市が第三者に対し損害賠償の責を負った場合は、千葉市が被った損害の補填をします。

様

千葉市長

受入機関等決定通知書

年 月 日付け依頼のありました実習の参加について、下記のとおり受入保健福祉センターを決定します。

なお、実習の詳細については、受入保健福祉センターへ確認してください。

| 氏 名 | 受入保健福祉センター<br>住所・電話 | 実習の期間         | 備考 |
|-----|---------------------|---------------|----|
|     |                     | 月 日～<br>月 日まで |    |
|     |                     | 月 日～<br>月 日まで |    |
|     |                     | 月 日～<br>月 日まで |    |
|     |                     | 月 日～<br>月 日まで |    |
|     |                     | 月 日～<br>月 日まで |    |